

平成19年10月1日制定

第1条 この規程は、八尾市ものづくり集積促進奨励金の交付を適正に行うため、八尾市ものづくり集積促進奨励金交付要綱（以下「要綱」という。）第23条に基づき必要な事項を定めるものとする。

第2条 要綱第2条第3号に規定する建築は、次のとおりの区分とする。

- 第3条 要綱第5条に規定する延床面積は、工場等を新築、増築、改築する際には建築確認申請等の延床面積、工場等を購入する際には不動産売買契約書等の延床面積で、次の各号により算出された面積とする。

- 第4条 要綱第6条第2項に規定する「市長が別に定める方法」とは、次の各号に掲げる算式に基づきそれぞれ当該各号に定めるところにより算定した金額の合計とする。

- $$(1) \text{ 土地} \quad \text{固定資産税} \quad \text{奨励金対象面積} \quad 1$$
- $$\text{の合計額} \quad \times \frac{\quad}{\text{課税対象面積}} \quad \times \frac{\quad}{2}$$

$$(2) \text{ 家屋} \quad \text{固定資産税} \quad \text{奨励金対象面積} \quad 1$$

$$\text{の合計額} \quad \times \quad \frac{\quad}{\quad} \quad \times \quad \frac{\quad}{\quad}$$

$$\quad \quad \quad \text{課税対象面積} \quad 2$$

(奨励金対象事業指定申請の時期)

第5条 要綱第7条第1項に規定する「市長が別に定める時期」とは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時期とする。ただし、これらにより難い理由があると認めたときは、この限りでない。

- | | |
|-----------------------------|--------|
| (1) 土地を購入し工場等を新築・増築・改築する場合 | 所有権移転前 |
| (2) 土地購入なしで工場等を新築・増築・改築する場合 | 建築着工前 |
| (3) 工場等を購入する場合 | 所有権移転前 |

(指定申請書添付書類)

第6条 要綱第7条第2項に規定する「市長が別に定める書類」とは、別表第1のとおりとする。

(軽微な変更)

第7条 要綱第9条第1項第1号に規定する「軽微なもの」とは、次の各号に掲げる内容以外のものをいう。

- (1) 事業目的の変更
- (2) 事業期間の延長
- (3) 土地の敷地面積又は家屋の延床面積の変更
- (4) 事業総額又はその内訳で1割以上の変更
- (5) 上記以外の建築確認申請の変更

(完了報告)

第8条 要綱第13条第2項に規定する「市長が別に定める書類」とは、別表第2のとおりとする。

(奨励金交付の申請日)

第9条 要綱第14条第1項に規定する「市長が別に定める日」とは、毎年7月31日とする。ただし、7月31日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日とする。

(交付申請書添付書類)

第10条 要綱第14条第2項に規定する「市長が別に定める書類」とは、別表第3のとおりとする。

(交付対象期間の始期等)

第11条 要綱第15条第1項第2号に規定する「操業を開始した日」とは、当該指定事業に係る工場等において生産活動又は研究開発を開始した日とする。

(変更交付申請書添付書類)

第12条 要綱第17条第2項に規定する「市長が別に定める書類」とは、別表第4のとおりとする。

(納付実績報告書の提出日)

第13条 要綱第18条第1項に規定する「市長が別に定める日」とは、毎年3月15日とする。
ただし、3月15日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日とする。

(納付実績報告書添付書類)

第14条 要綱第18条第2項に規定する「市長が別に定める書類」とは、別表第5のとおりとする。

附 則

(施行期日)

1 この取扱規程は、平成19年10月1日から施行する。

(この取扱規定の失効)

2 この取扱規程は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた要綱第7条第3項の規定により決定を受けた指定事業については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

この取扱規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この取扱規程は、平成25年3月31日から施行する。

附 則

この取扱規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この取扱規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この取扱規程は、平成28年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の八尾市ものづくり集積奨励金交付要綱取扱規程第4条、別表第1、別表第2、及び別表第3並びに様式ア及び様式イの改正規定は、平成28年4月1日以後の指定に係る事業について適用し、施行日前の指定に係る事業については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この取扱規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この取扱規定は、平成29年3月31日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この取扱規程は、平成30年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の八尾市ものづくり集積奨励金交付要綱取扱規程第4条の改正規定は、平成30年4月1日以後の指定に係る事業について適用し、施行日前の指定に係る事業については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この取扱規程は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の八尾市ものづくり集積奨励金交付要綱取扱規程別表第1及び別表第2の改正規定は、平成30年10月1日以後の指定に係る事業について適用し、施行日前の指定に係る事業については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この取扱規定は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この取扱規定は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この取扱規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この取扱規定は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この取扱規定は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この取扱規程は、令和5年7月7日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の八尾市ものづくり集積奨励金交付要綱取扱規程別表第3の改正規定は、令和5年7月7日以後の指定に係る事業について適用し、施行日前の指定に係る事業については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この取扱規定は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この取扱規定は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関連）

添付書類
(1) 事業計画書（様式ア）
(2) 奨励金の対象となる工場等の建築基準法第6条第1項又は同法第6条の2第1項の規定による確認済証（写）
(3) 奨励金の対象となる工場等の八尾市生活環境の保全と創造に関する条例第25条の規定による設置許可証（写）
(4) 奨励金の対象となる工場等の平面図（家屋の延床面積が分かるもの）

(5) 奨励金の対象となる工場等の位置図（工場等の場所が特定でき、周辺状況が分かるもの） (6) 法人の場合は定款、法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書、個人の場合は住民票の写し等 (7) 申告書（八尾市暴力団排除条例関係） (8) 同意書（様式ウ） (9) その他、特に必要と認める書類 ※指定申請書提出時に（2）の確認済証(写)及び（3）の設置許可証(写)を提出できない場合は、確認済証又は設置許可証を取得後、すみやかに提出すること
--

別表第2（第8条関係）

添 付 書 類
(1) 実績報告書（様式イ） (2) 奨励金の対象となる工場等の建築基準法第7条第5項又は同法第7条の2第5項の規定による検査済証（写） (3) 奨励金の対象となる工場等の八尾市生活環境の保全と創造に関する条例第31条第2項に規定する工事完了確認書（写） (4) 土地、家屋の売買契約書（写） (5) 土地、家屋の登記簿謄本 (6) その他特に必要と認める書類

別表第3（第10条関係）

添 付 書 類
(1) 固定資産税・都市計画税の納税通知書（写）及び課税明細書（写） (2) 土地、家屋の登記簿謄本 (3) （※八尾市国家戦略特別区域法第20条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例（以下、本条例という）を適用する場合）本条例に関する共創によるゼロカーボンシティやおの実現に向けた取組に関する実施報告書に関する評価通知書 (4) その他特に必要と認める書類

別表第4（第12条関係）

添 付 書 類

- | |
|---|
| (1) 固定資産税・都市計画税の納税通知書（写）及び課税明細書（写）
(2) その他特に必要と認める書類 |
|---|

別表第5（第14条関係）

添付書類
(1) 固定資産税・都市計画税の納税証明書 (2) その他特に必要と認める書類